

今回の選挙においては、選挙区選挙の候補者及び比例代表選挙の候補者(特定枠の候補者を除く)は、選挙運動期間中(7/3～7/19)、主に以下の選挙運動ができます。

選挙運動用自動車

- ・拡声機の使用は午前8時～午後8時。
- ・拡声機の音量自体に規制はありません。(学校・病院等の周辺では静かな状態を保つ義務があります。)

街頭演説

- ・午前8時～午後8時の間に実施できます。

選挙区候補者	京都府選挙管理委員会が交付する標旗を掲げ、その場に留まって
比例代表候補者	中央選挙管理会が交付する標旗を掲げ、その場に留まって

ポスター・看板・のぼり等の掲示

- ・選挙運動のために使用するものは、次のものに限り掲示することができます。このほかは掲示できません。

① 選挙事務所で使用するもの

② 選挙運動用自動車に取り付けて使用するもの

- ※ 街頭演説の場でポスターやのぼり等は使用できませんが、その場に停車している選挙運動用自動車に取り付けてあるものは認められます。

③ 候補者本人が使用するたすき・腕章

④ 演説会場(会場前、会場内)で使用するもの

- ※ 選挙区候補者の個人演説会場前には、京都府選挙管理委員会が交付する表示板をつけた看板等しか掲示できません。また、これらの表示板をつけた看板等は、演説会で使用しないときは、会場外の場所においても選挙運動に使用できます。

⑤ 選挙運動用ポスター

- ※ 選挙区候補者のポスター(42cm×40cm)は、選挙管理委員会が設置するポスター掲示場にのみ掲示できます。候補者名を明記し、また、品位を損なう内容は記載してはいけません。
- ※ 比例代表候補者のポスター(42cm×30cm)は、中央選挙管理会が交付する証紙を貼ったものだけが掲示できます。



選挙運動用ビラの頒布

選挙運動用ビラは、新聞折込や、選挙事務所・演説会の会場内、街頭演説の場で頒布できます。

選挙区候補者	京都府選挙管理委員会が交付する証紙が貼られています。
比例代表候補者	中央選挙管理会が交付する証紙が貼られています。

このほか、演説会の開催、選挙運動用はがきの頒布、ウェブサイト(SNSを含む)や電子メールを利用した選挙運動が行えます。また、選挙区候補者については、新聞広告の掲載、政見放送や経歴放送を行えます。

選挙の自由と公正を確保するため、演説の継続や聴取を困難とする行為を含め、街頭演説等の選挙運動を妨害することは禁止されています。

① 選挙運動はだれでもできるの?

- A. 候補者のほか、有権者も選挙運動をすることができます。ただし、18歳未満の方の選挙運動は禁止されています。

② 有権者もインターネットを使った選挙運動ができるの?

- A. 有権者はウェブサイト(SNSを含む)を利用した選挙運動ができますが、電子メールを利用した選挙運動は禁止されています。また、ホームページや電子メール等を印刷して頒布することはできません。

③ 候補者に関して虚偽の事項をSNS等で発信することは許されるの?

- A. 公職の候補者に関して虚偽の事項を公にすることは、処罰の対象となり得ます。SNS等の発信(拡散)に当たっては、情報の真偽をよく確かめてから発信するようにしてください。

④ 電話での投票依頼があったけど、違反ではないの?

- A. 有権者の家を訪ねて投票を依頼することは「個別訪問」として禁止されていますが、電話での投票依頼は候補者に限らず行うことができます。

⑤ 選挙運動用自動車の声がうるさいが、なんとかならないの?

- A. 選挙運動用自動車の音量自体の規制は特になく、騒がしいとのご意見をいただくことがあります。候補者は法律で定められた範囲内で有権者に訴えようとされており、有権者にとっても候補者やその政見を知る機会でもありますので、ご理解願います。

よくある質問

政治家(候補者、立候補しようとする人、現職の市長・議員など)が選挙区内の人に
お金や物を贈ることは法律で禁止されています。誰も寄付を求めてはいけません。

めいすいくん3ない運動



贈らない。求めない。受け取らない。

- 政治家は有権者に寄付を **贈らない!!** 例:入学祝、卒業祝、お歳暮やお年賀
- 有権者は政治家に寄付を **求めない!!** 例:落成式、開店祝の花輪、お祭りの寄付や差し入れ
- 政治家から有権者への寄付は **受け取らない!!** 例:町内会の集会や催物への寸志や飲食物の差し入れ、地域の運動会などへの飲食物の差し入れ

選挙に関するお問い合わせは区・市選挙管理委員会へ

北 区(北区役所内) TEL075-432-1199 FAX432-0388	東山区(東山区役所内) TEL075-561-9105 FAX541-9104	右京区(右京区役所内) TEL075-861-1784 FAX872-5048
上京区(上京区役所内) TEL075-441-5029 FAX432-0566	山科区(山科区役所内) TEL075-592-3066 FAX502-8881	西京区(西京区役所内) TEL075-381-7158 FAX381-6135
左京区(左京区役所内) TEL075-702-1021 FAX702-1301	下京区(下京区役所内) TEL075-371-7164 FAX351-4439	伏見区(伏見区役所内) TEL075-611-1295 FAX611-4716
中京区(中京区役所内) TEL075-812-2421 FAX812-0408	南 区(南区役所内) TEL075-681-3439 FAX681-5513	京都市(京都市役所分庁舎1階) TEL075-222-3589 FAX241-9230

発行/京都市選挙管理委員会 発行月/令和7年7月 京都市印刷物 第070744号



参議院選挙

投票日

7月20日

午前7時～午後8時(一部の投票所を除く)



明るいう選挙啓発キャラクター
選挙のめいすいくん

投票日当日に投票所に行けない方は、期日前投票ができます。

期間: 7月4日(金)～7月19日(土)

- ※土・日曜日にも投票できます。
- ※一部の期日前投票所では、投票できる期間や時間が異なります。

- ・投票にあたっては、公式情報や複数の情報源を確認しましょう。
- ・SNS等の発信(拡散)は、情報の真偽をよく確かめてから発信しましょう。

京都市選挙管理委員会のホームページはこちら
投票方法や選挙公報などをご確認いただけます。



京都市 選挙 🔍 検索

「選挙のお知らせ」(はがき)を持って投票所へ

● はがきをお持ちでなくても投票できます。

- 免許証などの身分を証明する書類や印鑑をお持ちいただく必要はありません。
- 投票所には駐車場がありませんので、車での来場はご遠慮ください。

投票できる時間をお確かめください。

あなたが投票できる投票所の名称・所在地・付近の略図です。
※前回の選挙と異なる場合がありますので、ご注意ください。

投票区 1	ページ 5	番号 1	参院選	選挙事務	京 都 局 料金後納郵便 選挙のお知らせ
参議院議員通常選挙			郵便番号 9999-9999		
投票の日 令和7年7月20日(日)			投票時間 午前7時から午後8時まで		
あなたの投票所 〇〇小学校 〇〇区〇〇町〇〇番地			投票所住所 京都市〇〇区 〇〇町〇〇番地 〇〇マンション 〇〇〇号室		
投票所住所 〇〇区 〇〇町 〇〇小学校 〇〇区 〇〇町 〇〇小学校 〇〇区 〇〇町 〇〇小学校			投票人住所 京都 太郎 様		
投票所住所 〇〇区 〇〇町 〇〇小学校 〇〇区 〇〇町 〇〇小学校			投票人住所 〇〇区選挙管理委員会 京都市〇〇区××町××番地 〇〇区役所内 075-〇〇〇-〇〇〇〇		

※投票所には駐車場がありませんので、ご注意ください。

※ このはがきは、有権者の皆様に選挙の執行についてお知らせし、投票の便宜を図るため、お送りしています。

※ このはがきが届いても、投票のときに選挙権のない方は、投票することはできません。

※ このはがきの裏面の二次元コードからも投票方法や選挙公報などをご覧いただけます。

選挙に関するお問い合わせは、こちらまで
お気軽にどうぞ。

選挙公報(候補者等の政見・政策を記載したもの)について

選挙公報は、公示日(7月3日(木))に候補者等から提出される原稿を印刷し、契約事業者が7月8日(火)頃から7月18日(金)にかけて順次各戸配布します。選挙公報の配布に関するお問い合わせは、下記連絡先へご連絡ください。

【連絡先】株式会社ビードリーム(080-7249-7324) ※受付時間:7月3日(木)～20日(日)の毎日午前8時30分～午後8時
なお、選挙公報は、ホームページでご確認いただけるほか、期日前投票所や、区役所・支所・出張所にも備え付けています。

参議院選挙

投票日

7月20日

投票できる方は、各区選挙管理委員会の
選挙人名簿に登録されている方です。

選挙人名簿に登録される要件

平成19年7月21日以前に生まれた
日本国民で、以下のいずれかに該当する方

- 令和7年4月2日以前から引き続き京都市の住民基本台帳に登録されている方
 - ①により選挙人名簿に登録された後、京都市外へ転出し、投票(期日前投票も含む)の時点で転出後4ヶ月を経過していない方
 - 京都市の住民基本台帳に3ヶ月以上登録された後、選挙人名簿に登録されることなく令和7年7月1日までに京都市外へ転出し、投票(期日前投票を含む)の時点で転出後4ヶ月を経過していない方
- ※ ②③に該当する方であっても新住所の選挙人名簿に登録されている場合は投票できません。

選挙についてのQ & A



参議院選挙について

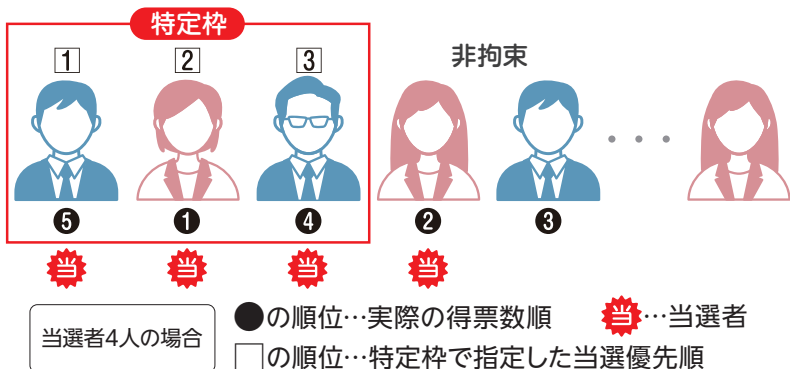
Q 参議院選挙では、2種類の投票があると聞きましたが…。

A 選挙区選挙と比例代表選挙があります。

- 選挙区選挙は、原則として各都道府県単位で行われ、有権者は当選させたい候補者個人に投票します。京都府選挙区からは、2人が当選します。
- 比例代表選挙は、全国をひとつの単位として行われ、有権者は当選させたい候補者個人又は政党等のいずれかに投票します。政党等の総得票数は、候補者個人の得票と政党等の得票を合算したものとなり、総得票数に比例して各政党等の当選人の数が決まります。そして、政党等の中でまず「優先的に当選人となるべき候補者(特定枠)」とされた者から名簿記載の順位のとおりに当選人が決定し、次いでその他の名簿登載者について得票数の多い候補者から順に当選人が決定します。

【特定枠制度について】

政党等は、候補者とする者のうち一部の者について、優先的に当選人となるべき候補者として、その氏名及びそれらの者の間における当選人となるべき順位をその他の候補者とする者の氏名と区分して名簿に登載することができます。



選挙の実施経費について

Q 選挙の実施にはいくらかかりますか。

A 「選挙のお知らせ」(はがき)の発送や投票所で從事いただく方々の人件費、投票所の設営・運営費など、選挙を実施するためには多額の経費が必要になります。今回の参議院選挙(京都市内分)は、6億1400万円を予算として計上しています。大切な税金で行われる選挙ですので必ず投票しましょう。

開票について

Q 開票はいつ行われるのですか。

A 7月20日(日)投票終了後の午後9時20分から、各区に開票所を設けて行います。
※ 開票状況については、午後10時過ぎから随時、ホームページに掲載します。

期日前投票について

Q 投票日は旅行に行く予定ですが、投票できますか。

A あらかじめ期日前投票をしていただくことができます。

期日前投票とは 投票日(選挙期日)に仕事や用事等があると見込まれる人が、投票日の前に投票できる制度です。

- 対象者
- 投票日に、仕事や学業、冠婚葬祭等の用事があると見込まれる方
 - 投票日に、旅行やレジャー等何らかの用事で自分の投票区外にいると見込まれる方
 - 投票日に、病気や妊娠等のために歩行が困難であると見込まれる方
 - 投票日に、選挙人名簿に登録されている区以外に居住していると見込まれる方
 - 投票日に、天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であると見込まれる方

期日前投票所	お住まいの区の区役所・支所
投票できる期間	7月4日(金)～7月19日(土)の毎日
投票できる時間	午前8時30分～午後8時

次の出張所においても期日前投票所を設けます。この期日前投票所で投票できるのは、各出張所が所在する区の有権者の方のみとなります。また、区役所・支所と投票できる期間や時間が異なりますので、事前にご確認ください。なお、お住まいの区に複数の期日前投票所がある場合、いずれの場所でも投票することができます。

期日前投票のできる出張所	投票できる期間	投票できる時間
南区役所 久世出張所	7月17日(木)～ 7月19日(土)	区役所と同じ
右京区役所 京北出張所		午前8時30分～午後5時 (19日のみ午後8時まで)
伏見区役所 神川出張所		区役所と同じ
伏見区役所 淀出張所		区役所と同じ

◆右京区の有権者の方のみ

次の施設にも期日前投票所を設けます。なお、この期日前投票所で投票ができるのは右京区の有権者の方のみとなりますので、ご注意ください。

期日前投票のできる施設	投票できる日	投票できる時間
イオンモール京都五条 (〒615-0035 右京区西院追分町25-1)	7月12日(土)	の3日間 午前10時～午後8時
	7月13日(日)	
	7月19日(土)	

期日前投票の方法

期日前投票を希望される方は、「期日前投票宣誓書」に必要事項をご記入のうえ提出していただく必要があります。「期日前投票宣誓書」は「選挙のお知らせ」(はがき)裏面に掲載していますので、必要事項をご記入のうえお持ちください。なお、「期日前投票宣誓書」は各期日前投票所にも備え付けています。

【記入例】

<選挙管理委員会からのお知らせ> 1 このはがきを、ご本人が投票所へ持参し、受付に提出してください。本人確認(誕生日をお聞きします)の後、投票用紙をお渡しします。方へ、お忘れになっても投票できます。(※投票所は表面をご覧ください。) 2 このはがきが届いても投票のときに選挙権のない方は、投票できません。 3 投票当日は午前10時～12時及び午後6時～7時の時間帯が特に混み合います。投票時間の分岐にご協力ください。 4 選挙についてのお問い合わせは表面の選挙管理委員会へお願いします。		期日前投票を行う方は下記の期日前投票宣誓書をご記入のうえ、期日前投票所にご持参ください。 ※投票当日に投票の場合、記入不要です。 私は、令和7年執行の参議院議員通常選挙の当日、次のいずれかの事由に該当する見込みです。 ○仕事、学業、その他の用務に従事 ○レジャー、旅行等の用務のため、投票区外へ外出・滞在 ○病気、食糧、出産、老衰、身体障がい等のため歩行困難 ○住所移動のため、投票区外へ居住 ○天災又は悪天候により投票所へ行くことが困難 上記は真実であることを誓います。	
期日前投票する日 令和7年(2025年) 7月 ○日		フリガナ キョウト タロウ	
氏名 京都 太郎			
生年月日 明治・大正・昭和 〇年 〇月 〇日 平成・西暦			
現住所 表面記載の住所と同じですか? ☒ はい / ☐ いいえ (いいえの場合のみ現住所を記載)			
期日前投票について 投票当日、投票所に行けない方は、お住まいの区の区役所・支所で次のとおり期日前投票ができます。 ※最近引越した方は期日前投票場所が異なる場合がありますので表面の選挙管理委員会へご確認ください。 (期間) 公示日翌日から投票日前日まで毎日(時間) 午前8時30分～午後8時		投票方法や選挙公報などをご確認ください。	

※ 選挙期日(7月20日)には18歳であるが、投票をしようとする時点ではまだ17歳の方は、期日前投票ではなく不在者投票により投票していただくことになります。お住まいの区の区役所・支所の期日前投票所でお問い合わせください。(出張所では取り扱いませんのでご注意ください。)

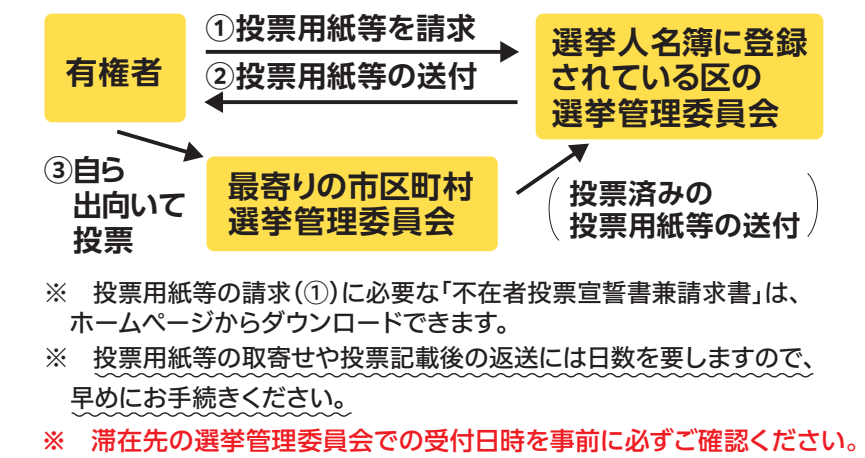
不在者投票について

Q 仕事の都合でしばらく東京に滞在しています。どうしたら投票できますか。

A あらかじめ選挙人名簿登録地の区の選挙管理委員会に投票用紙等を郵便等で請求し、滞在先のお近くの選挙管理委員会(政令指定都市においては区の選挙管理委員会)で不在者投票をしてください。

不在者投票とは 滞在先等の選挙管理委員会や不在者投票のできる施設として指定された病院、老人ホーム等で投票できる制度です。対象者は、期日前投票と同じです。

滞在先での不在者投票の流れ



《オンラインによる請求について》

マイナンバーカードをお持ちの方は、オンライン(ぴったりサービス)による投票用紙等の請求が可能です。詳しくは、ホームページをご確認ください。

※マイナンバーカードには、公的個人認証の電子証明書が格納されている必要があります。※マイナンバーカードを読み取るスマートフォンやICカードリーダーなどが必要です。

不在者投票のできる施設として指定された病院、老人ホーム等の施設に入院、入所されている方

投票用紙等の請求については、施設職員の方等にお問い合わせください。

郵便等による不在者投票

身体に法令が定める重度の障害があり、投票所で投票することができないと認められる方は、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受け、自宅で投票できる制度があります。

1. 対象者 次のいずれかの選挙人の方

(1) 身体障害者又は戦傷病者で、障害の程度が次表に該当する方

障害の種類	手帳	身体障害者手帳(記載等級)	戦傷病者手帳(記載等級)
両下肢・体幹		1級・2級	特別項症～第2項症
心臓・じん臓・呼吸器 ぼうこう・直腸又は小腸		1級・3級	特別項症～第3項症
移動機能		1級・2級	—
免疫		1級～3級	—
肝臓		1級～3級	特別項症～第3項症

(2) 介護保険法に規定する要介護者であって、被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」である方

◆代理記載制度

上記(1)(2)に該当する方で、かつ、次表に該当する方のうち自書できない方は、「代理記載制度」が利用できます(「代理記載制度」が利用できる方については、別に「代理記載人となるべき者の届出」が必要となります)。

障害の種類	手帳	身体障害者手帳(記載等級)	戦傷病者手帳(記載等級)
上肢・視覚		1級	特別項症～第2項症

※ 制度の詳細や申請方法等については、区の選挙管理委員会へお問い合わせください。

2. 投票用紙等の請求方法

- 既に「郵便等投票証明書」の交付を受けている方
選挙人名簿登録地の区の選挙管理委員会から請求書等をお送りします。
- 新たに「郵便等投票証明書」の交付を受ける方
交付申請時に、請求書等をお渡しします。
※ 投票用紙等の請求の受付は、投票日の4日前(7月16日(水))までとなりますのでご注意ください。